

埼玉県草加保健所地域災害保健医療調整会議設置要綱

(平成31年3月11日草加保健所長決裁)

(設置)

第1条 草加保健所管内における大規模災害発生時の保健医療活動に係る体制を整備するため必要な事項について協議を行うことにより、災害時における迅速な医療救護活動や保健衛生活動等に資することを目的として、草加保健所地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 草加保健所管内における広域的な災害時保健医療体制に関すること
- (2) 地域災害医療コーディネーターが活動するために必要な体制等に関すること
- (3) 災害時の医療救護活動の受入調整に関すること
- (4) 大規模災害発生に備えた訓練等に関すること
- (5) その他災害時保健医療体制に関し必要な事項に関すること

(構成等)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者のうちから第8条に定める調整会議事務局の長が選任する者をもって構成する。

- (1) 各医師会の災害担当役員等
- (2) 歯科医師会を代表する者
- (3) 薬剤師会を代表する者
- (4) 地域災害医療コーディネーター(草加市立病院及び獨協医科大学埼玉医療センター)
- (5) 災害拠点病院(草加市立病院及び獨協医科大学埼玉医療センター)の災害担当職員
- (6) 各市災害医療担当課長
- (7) 保健所長
- (8) その他必要と認められる者

2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は草加保健所長の職にある者をもって充て、副議長は医師会の災害担当役員等である委員のうちから第8条に定める調整会議事務局の長が選任する者をもって充てる。
- 3 議長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の開催等)

第5条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 調整会議の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(作業部会)

第7条 調整会議は、第2条の協議事項等に関する検討を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の委員は、議長が調整会議の委員の中から指名する者又は委員の所属団体に属する者のうちから次条に定める調整会議事務局の長が選任する者をもって構成する。

(事務局)

第8条 調整会議の庶務は、事務局となる埼玉県草加保健所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月12日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の選任及び第8条の規定による調整会議の庶務その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。